

NEWS LINE

証券会社関連の動向…………… 01
証券関連業務に関する行政の動き…………… 01

JIPs LINER

令和7年度税制改正大綱の概要(リアル分野への影響)について…………… 02

PICK UP TOPICS —証券トレンド—

デジタル地域通貨の動向について…………… 04

JIPs FOCUS

公開買付制度の現状について
～MBOや同意なき買収の増加に投資家はどの様に対応すべきか… 05

NEWS LINE | ビジネスニュース

◆ 証券会社関連の動向

電力先物 オプション 欧州エネルギー取引所は、日本の電力先物オプション取引を開始(2/3)

—東京・関西の電力先物の月間平均価格のオプション取引で、9カ月先までの限月が対象

上場 撤回 楽天グループは、楽天証券ホールディングスの上場方針を撤回(1/30)

—今後はみずほフィナンシャルグループとの連携を強める

長期 保有 東洋証券は、長期保有を推奨する株式ファンドとして、パリュウ株運用13本を選定(1/31)

—投資信託残高の底上げを目指す

私募 ファンド 名古屋鉄道は、自社保有のマンションなどに投資する私募ファンドを組成へ(1/30)

—銀行と共同出資でファンドの運用会社を設立し、不動産事業の収益力向上へ

実質 株主 企業が名簿上の株主に対して、実質株主の情報を請求できるよう会社法を改正へ(1/30)

—2月の法制審議会へ諮問し、ペナルティなどを詰めた上で改正法案の国会提出へ

海外 撤退 GMOフィナンシャルホールディングスは、タイでの証券事業から撤退(1/28)

—信用取引関係の貸付金などの未回収で、貸倒引当金95億円

地域金融 教育 野村証券札幌支店が、中学生向けに農業の視点を取り入れた金融教育を実施(1/28)

—野村ホールディングス傘下の野村ファーム北海道は、2021年より金融教育実施先の中学校と、農作物の収穫などで連携

投資 助言 SMBC日興証券は富裕層向け投資助言を行う組織を親会社グループの投資助言会社へ移管(1/27)

—利益相反に配慮し、独自の相場見通しを示す業務を一元化

◆ 証券関連業務に関する行政の動き

・「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正案に対するパブリックコメントの結果等について(1/31)

—当期を含む最近5事業年度以内に政策保有から純投資に保有目的を変更した株式について、銘柄・数量・貸借対照表計上額・保有目的の変更理由及び変更年度、変更後の保有又は売却に関する方針の開示を要請

—2025年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書等から適用

・金融審議会「資金決済制度等に関するワーキング・グループ」報告書の公表について(1/22)

—暗号資産については以下のとおり

✓資産の返還を担保するため、暗号資産交換業者等に対して資産の国内保有命令を発出可能とすべき

✓暗号資産等の売買等の媒介のみを業として行う新たな仲介業を創設し、必要限度での規制を適用すべき

—電子決済手段(ステーブルコイン)については以下のとおり

✓組入比率上限を50%としての日本国債(米ドル建ての場合は米国債)と一定の定期預金による運用を認めるべき

・令和6年金融商品取引法等改正に係る政令・内閣府令案等の公表について(1/17)

—主な改正等の内容は以下のとおり

✓投資運用関係業務受託業に関する規定の整備

✓投資運用業に関する規定の整備

✓非上場有価証券特例仲介等業務に関する規定の整備

◆令和7年度税制改正大綱の概要(リテール分野への影響)について

2024年12月20日、自由民主党及び公明党において「令和7年度税制改正の大綱」が取りまとめられました。大綱の中で金融・証券税制として取り上げられているもののうち、リテール分野への影響が考えられる事項としてNISA関連を中心に抜粋し、概要を記載します。

1. NISA 制度の更なる利便性向上

2024年から取り扱いが開始された新NISAの更なる利便性向上を目的として、以下の措置が講じられます。

(1) 金融機関変更時の即日買付を可能とする措置

金融機関変更手続きの実施日にNISA口座(勘定)を設けることができ、金融機関変更時の即日買付が可能となります。

ただし、二重口座等であったことが判明した場合には、NISA口座(勘定)を設けた日まで遡って課税口座(特定口座又は一般口座)として取り扱わなければなりません。

(2) ETFの最低取引単位等の見直し

つみたて投資枠に受け入れられる上場投資信託(ETF)に係る要件等が次のとおり見直されます。これにより、つみたて投資枠においてETFの利用拡大が期待されます。

見直される要件等

従来の買付方法(定額買付)による最低取引単位を「1千円以下」から「1万円以下」に引き上げる。

最大口数買付による場合の対象商品の要件を以下のとおり設定する。

- ・ 届出前1か月間の平均及び届出前営業日の公表最終価格1万円以下
- ・ 一定の場合を除き、届出後の公表最終価格が3万円以下

従来の買付方法(定額買付)に加えて、設定金額内で取得可能な最大口数での買付を可能とする。

(3) ジュニアNISA口座に係るみなし廃止措置

ジュニアNISAについて、居住者等が次に掲げる日のいずれか遅い日において未成年者口座を開設している場合には、同日において当該居住者等が、当該未成年者口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に未成年者口座廃止届出書を提出したものとみなされます。

対象の日

ジュニアNISA口座に設けられる非課税管理勘定のうち最も新しい年分の勘定に係る非課税期間終了の日の翌日又は継続管理勘定に係る非課税期間終了の日の翌日のいずれか遅い日

令和8(2026)年1月1日

これにより、未成年者口座を開設している居住者等から未成年者口座廃止届出書の提出を受けることなく、当該日において未成年者口座を廃止することが可能となります。

2. 施行日等

(1) 本改正の施行日等

本改正の施行日は2025年4月1日と考えられます。
 金融商品取引業者等におきましては、本改正に関わる利用システムや業務フローなどについて必要に応じて見直しをご検討ください。

3. 検討事項

(1) 金融所得課税の一体化(金融商品に係る損益通算範囲の拡大)

- ①デリバティブ取引に係る金融所得課税の更なる一体化については、意図的な租税回避行為を防止するための方策等に関するこれまでの検討の成果を踏まえ、総合的に検討する。
 ※令和5年度税制改正大綱及び令和6年度税制改正大綱と同様に検討事項とされました。
- ②暗号資産取引に係る課税については、一定の暗号資産を広く国民の資産形成に資する金融商品として業法の中で位置づけ、上場株式等をはじめとした課税の特例が設けられている他の金融商品と同等の投資家保護のための説明義務や適合性等の規制などの必要な法整備をするとともに、取引業者等による取引内容の税務当局への報告義務の整備等を行うことを前提に、その見直しを検討する。

(2) NISA口座開設10年後の所在地確認の廃止

大綱の「令和7年度税制改正の基本的考え方」に次のとおり記載されました。

NISA口座の開設後10年経過時等に金融機関が行う顧客の所在地等の確認については、金融機関の負担にも配慮しつつ、資格のない者による取引が行われないう実効性のある代替策の検討を含め、そのあり方の検討を行う。

金融庁が2024年12月27日に公表した「令和7(2025)年度税制改正について一税制改正大綱における金融庁関係の主要項目」によりますと、次に掲げる廃止する理由に基づいて【金融機関が郵送等により行う利用者の所在地確認を廃止してはどうか】と記載されています。

廃止する理由

死亡・転居があった場合には、顧客に届出義務

海外出国者等を捕捉する目的に比して、投資家や金融機関に過度な負担

確認が取れない場合は新規買付ができなくなり、国民の安定的な資産形成を阻害

現行法令においては、顧客ごとに、つみたてNISA及び2024年以降の新NISAを利用開始してから10年後の日(10年後以降は5年を経過した日毎の日)に当該顧客の氏名と所在地を確認する必要があり、顧客もこれに応じる必要があります。

具体的には、顧客ごとに別々の基準日で確認しなければならず、金融商品取引業者等及び顧客に非常に大きい負担が生じるおそれがあります。

2026年1月より予定されている新NISAの基準額提供事項の認定クラウド事業者を通じた提供の際に名寄せが行われることもありますので、令和8(2026)年度以降の税制改正大綱において金融商品取引業者等及び顧客の負担軽減に繋がる措置となるよう見守りたいと思います。

◆ デジタル地域通貨の動向について

地域通貨とは、地域振興や地域コミュニティ等での利用を目的に、地方自治体や企業により発行されるもので、地域内消費の促進、地域コミュニティの活性化や相互扶助に役立つとされている。最近ではスマートフォンの普及によって、他のデジタル通貨と同様にアプリを利用したデジタル地域通貨の発行が増えている。

地域通貨の基本的な仕組みは、域内の資金循環による経済活性化を目的として、住民が地域通貨を購入して地域の店舗で利用するものだ。これに加えて、ウェルビーイング・サステナブル促進のため、住民によるボランティアやエコ活動などに対し、地域通貨を配布したり還元したりするケースがあり、住民はサービスや商品購入に利用することも出来る。更に、観光事業促進や地域外資金流入活性化を目的として、ふるさと納税に対する返礼として地域通貨を配布するケースも出始めている。

地域通貨運営上の課題として、運営事務局の業務費用や利用拡大の為にPR費用、セキュリティ対策費用等のコスト問題がある。国からの交付金や補助金、ふるさと納税等が運営の財源になっているケースが多いとされているが、財源が脆弱で事業としての継続性が大きな課題となっている。過去の事例では、住民のインセンティブが弱かったり、利用が限定された結果、廃止に追い込まれたケースもある。

このような課題の解決策のひとつとしてデジタル地域通貨があるが、発行を支援するNTTビジネスコミュニケーションは、デジタル化のメリットを次の様に示している。

- ◇ デジタル化により発行や運用コストが大幅に削減可能で、複数のサービスに紐付くポイント・マネーをプラットフォーム上で一元管理することも可能
- ◇ デジタル化した地域通貨をプラットフォーム上に集約することで、持続可能な取り組みとして地域に根付かせることが可能。地域通貨を複数のサービスで

使えるポイント・マネーにすることで、利用のインセンティブが強化され地域通貨が循環されやすくなる。
 ◇ デジタル化により、地域通貨の保有・使用状況がデータとして収集できるので、マーケティングへの活用が可能。地域のお知らせやイベント情報をアプリで伝えることで、従来よりも手軽に情報提供や販促活動が行える。

具体例を見ると、さいたま市は昨年8月に政令指定都市初となるデジタル地域通貨の利用が可能なアプリの運用を開始した。実際の運用はさいたま市や経済団体、企業が出資して地域商社として設立した「株式会社つなぐ」が行う。その仕組みは、銀行口座やクレジットカード、コンビニでチャージ可能な「さいコイン」とチャージやコイン利用などのキャンペーンで付与されるポイント「たまポン」に分かれており、また、さいたま市からの給付金や補助金が「行政ポイント」として記録される。「行政ポイント」は、健康増進活動や地域貢献活動など、特定の活動に参加することでも付与される。いずれも行政サービスに対する支払いや市内の約1,700店舗で利用が可能となっている。同アプリのダウンロード件数は、本年1月上旬に9万件を突破した。更なる利用促進を図るために、2月7日～4月24日までの間、利用額の30%(上限金額3万円)のポイント還元を予定しており、還元額総額は10億円を見込んでいる。なお、店舗が負担するコストは、決済額の1.8%の決済手数料のみで導入費用や月額固定費用は不要でありアプリを通じてクーポンやキャンペーン情報を発信することも出来る。

デジタル地域通貨の導入は、地方行政のDX推進の一環として行われており、また、地域通貨の地域内循環を見える化して地方経済の活性化を促す方法としても評価できる。地域において、金融や投資サービスを提供する金融機関や証券会社なども、ポイント付与などで協力する余地がありそうだ。

デジタル地域通貨の基本構造



◆ 公開買付制度の現状について～MBOや同意なき買収の増加に投資家はどの様に対応すべきか

■ 公開買付制度を取り巻く環境について

■ TOBや大量保有報告書制度等の見直しについて

■ 投資家からみたTOB等の課題について

■ 市場仲介者にとってのTOBについて

■ 公開買付制度を取り巻く環境について

上場会社の株式を市場外で大量に買付ける公開買付(以下、TOB)が増加している。2024年には初めて100件を超え、2025年も2月7日までに17件のTOBが公表されている。

これは上場会社を取り巻く環境の大きな変化による。コーポレートガバナンス・コードにより、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上が求められることに加えて、東京証券取引所よりプライム及びスタンダード市場上場会社に対して資本コストや株価を意識した経営を行うことへの要請も出されている。その影響により、上場会社の自己資本有効活用意識が高まり、次の成長の為のM&Aも増加している。買収対象が上場会社というケースも増えており、TOBの実施も目立ってきた。

また、PBR1倍割れなど市場評価と純資産額の間にある大きなギャップのある上場会社においては、経営陣による非上場化を目的としたMBO(Management Buyout)が行われることも増える一方、同意なき買収を行うことへのハードルも下がってきており、TOBへの注目度は高くなっている。

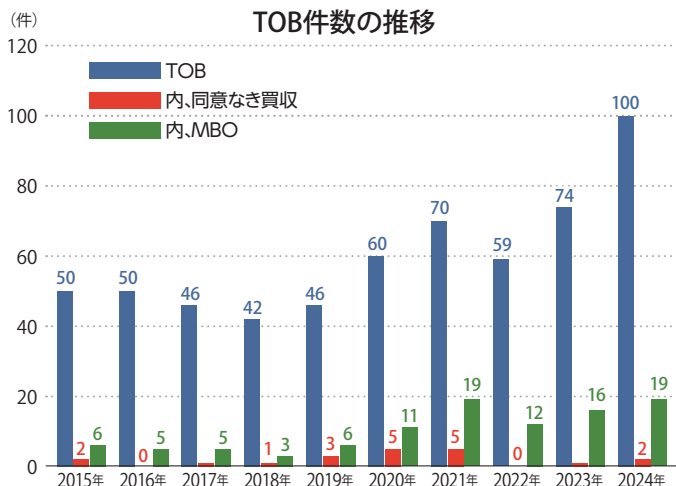
現行のTOBでは短期間(20日～60日)に対象株式を買い集める為、時価に数割のプレミアムを上乗せしてTOB価格とするケースが多く、TOBは投資家にとって関心が高い情報となっている。その為、個人が関わる不公正取引において、TOBに関するインサイダー取引も多くなっている。昨年発覚した事案の中では、TOB公表前に公開買付報告書の事前相談を受ける立場の金

融庁職員(裁判所からの出向者)が2024年に実施されたTOB10件に関して、また、東京証券取引所の情報開示部門の担当者が同年のTOB3件に関して、インサイダー取引を行ったとして告発されたことが特筆される。

株式市場において、大量に株式を買い集める行為は、直接的には市場の需給関係に大きな影響を及ぼし、間接的には買い集めの目的が他の事業会社の子会社化や経営者による非上場化であれば、企業の在り方も大きく変わる可能性が高い。その為、市場における公正な取引の維持や少数株主の保護が必要となる。

TOB制度は1971年に米国制度を参考に導入され、1990年に支配権に影響を及ぼす市場外買付けにTOBを義務付ける3分の1ルールや大量保有報告書制度が追加で整備されている。但し、両制度は市場外における大量の株式買付や市場内外問わず5%超を保有した場合の報告の手順や公表内容を定めたものなので、市場環境の変化や買付者の多様化などによって、制度本来の目的から逸脱していると見られる事例も発生している。

例えば、短期間の市場取引で支配権に影響を及ぼす買付けを行った者や、大量保有報告書の提出を故意に遅らせたり提出しないで買付けを進めるケース、同一の買付け目的を持つ複数の者が、共同保有者の定義を遁れ、後で対象会社に対して同一提案を行うケース、完全子会社を目的に行うTOB後のスクイーズアウトの株価が少数株主に著しく不利となった事例などがある。



TOB制度の主要ポイント

情報開示	公開買付者	公開買付報告書の提出義務(買付内容、経営方針等も記載)
	対象会社	意見表明報告書の提出(任意)
買付内容	期間	20日～60日の間
	条件変更	撤回は原則不可 買付価格の引下げ等、株主に不利な方向の条件変更は不可
株主保護 (買付の公正性)	買付価格	均一の条件
	別途買付	買付者は、公開買付期間中、TOB以外の買付けが原則禁止
	超過応募	応募数が買付予定数を上回る場合、全部買付け又は按分比例の選択可能

■ TOBや大量保有報告書制度等の見直しについて

市場に関する制度はその環境や経済活動の変化とともに見直されるべきで、前章末で紹介した問題事例への対策も含めて、2023年後半に金融審議会のワーキンググループにおいてTOB制度や大量保有報告書制度に関する議論が行われた。

ワーキンググループでは、当初、少数株主保護や市場取引の公正性をより強く求める欧州型の規制への変更で議論が進められたが、企業再編ツールとしてTOBが円滑に実施できることを重視する立場や、第三者割当増資や種類株式などに関するTOB規制適用については、企業側の資本政策の柔軟性を確保することを重視する立場から検討事項の一部に対しては反対意見も出されていた。

その結果、令和6年金商法改正(2024年5月成立)では次の見直しが行われている。

- ◆**TOB義務付け基準の変更**: 現行の3分の1ルールを現状の議決権行使状況からみて30%まで引き下げる。この変更によりTOBが更に増えて、より多くの投資家がTOBに参加する機会が増えることが期待されている。
- ◆**市場内取引(立会内)におけるTOB規制導入**: 市場内取引(立会内)についても、適用対象とする。なお、ToSTNeT取引等の立会外市場内取引については、2006年にTOB義務の適用対象とされている。これにより、市場内における大量買付けによるM&Aがより透明化され、投資家保護が強化される。
- ◆**大量保有報告制度における「共同保有者」の範囲の**

明確化: 支配権に影響を及ぼすような重要な提案を会社側に行わない限り、共同保有者に該当しないことを明確化した。一方、複数の投資家による潜脱的な報告書不提出など、市場の公正性を脅かしかねない事例に対応するため、一定の外形的事実がある場合に共同保有者とみなす規定を政省令で整備する予定とした。

東京証券取引所の市場区分の見直しに関するフォローアップにおいても、TOBについては近年増加しているMBOや支配株主による完全子会社化に対して、上場会社に望まれる対応を企業行動規範の中で定め直そうという検討が進んでいる。

他にも2019年9月には経済産業省により「公正なM&Aの在り方に関する指針」が策定され、対象会社における特別委員会の設置等の公正性担保措置が示されている。しかし、特別委員会において実効的な検討が行われているか不透明な事例もあり、検討の観点の明示や検討内容の開示の充実を求めるべきとの意見も出されている。

また、投資家の関心が高い公開買付価格に対する評価基準となる株式価値算定書については、算定根拠となる事業計画(フリーキャッシュフロー含む)やその考え方などが開示されていないケースが多い。

少数株主保護や公正取引を維持するため、罰則のある企業行動規範にこれらの情報開示を求めることでMBOなどの透明性を確保することが取引所の目的でもある。

東証上場会社における議決権行使比率(2022年総会)

	社数	平均値	中央値
全体	3,163	57.1%	61.3%
プライム	1,699	65.8%	72.4%
スタンダード	1,132	49.8%	48.9%
グロース	329	37.1%	30.1%

制度上の主な課題

TOB制度

支配権へ影響を及ぼす買付け比率

3分の1でいいのか?
(議決権行使比率からみて引下げるべき)

市場内買付(立会内)の扱い

TOBを行わず急速な市場内買付けを行う事例で弊害

大量保有報告書制度

共同保有者の定義

実質的な共同保有行為逃れの事例

意図的な不提出・遅延への対応

制度の実効性を上げる仕組みが必要

大量保有報告書等の提出状況

※2019年~2022年までの平均値

提出件数	年間約14,000件
提出遅延の発生件数	年間約1,500件

- ①法令の不知及び理解不足
- ②EDINETの操作不慣れ
- ③事実把握の遅延

※2008年から2022年までの課徴金事例 合計:8件

※金融庁 金融審議会資料より作成

■ 投資家からみたTOB等の課題について

TOB制度や大量保有報告書制度の課題について、株主を含む投資家からみた視点で再考したい。

投資家にとって最も重要なことは、TOBに関する情報が公平に取り扱われていることだ。適時開示や公開買付報告書の事前相談に関わった者によるインサイダー取引が発生してしまったが、これらの公的機関の情報管理厳格化は取引所や当局に委ねるとして、M&Aの進行に従って関係者が増えていく中、TOB情報の管理の在り方が重要な課題となっている。

先ずM&Aの進行過程において、買付者の内部検討の次にリーガル・アドバイザー（法律事務所）やファイナンシャル・アドバイザー（証券会社や金融機関）など社外の専門家が加わる。ここで、TOBの目的を明確化し、公開買付価格を検討し、概ねのストーリーを作成していく。対象会社においても同様に独自に任命する外部専門家の支援が行われる。その為、TOB関係者間の情報の管理としては、当該情報を知る者のリストを関係者間で共有し、TOB業務が進む段階において適時リストを更新していく。勿論、リストに載る者の対象会社株式の売買は禁止され、TOB終了後1年程度続くケースもある。また、個人としても関連情報に関する守秘義務を負い、情報漏洩は損害賠償請求の対象にもなるように管理される。これらの情報管理が不十分な場合、インサイダー取引が発生しやすい環境となり、証券取引等監視委員会の調査対象となることもある。

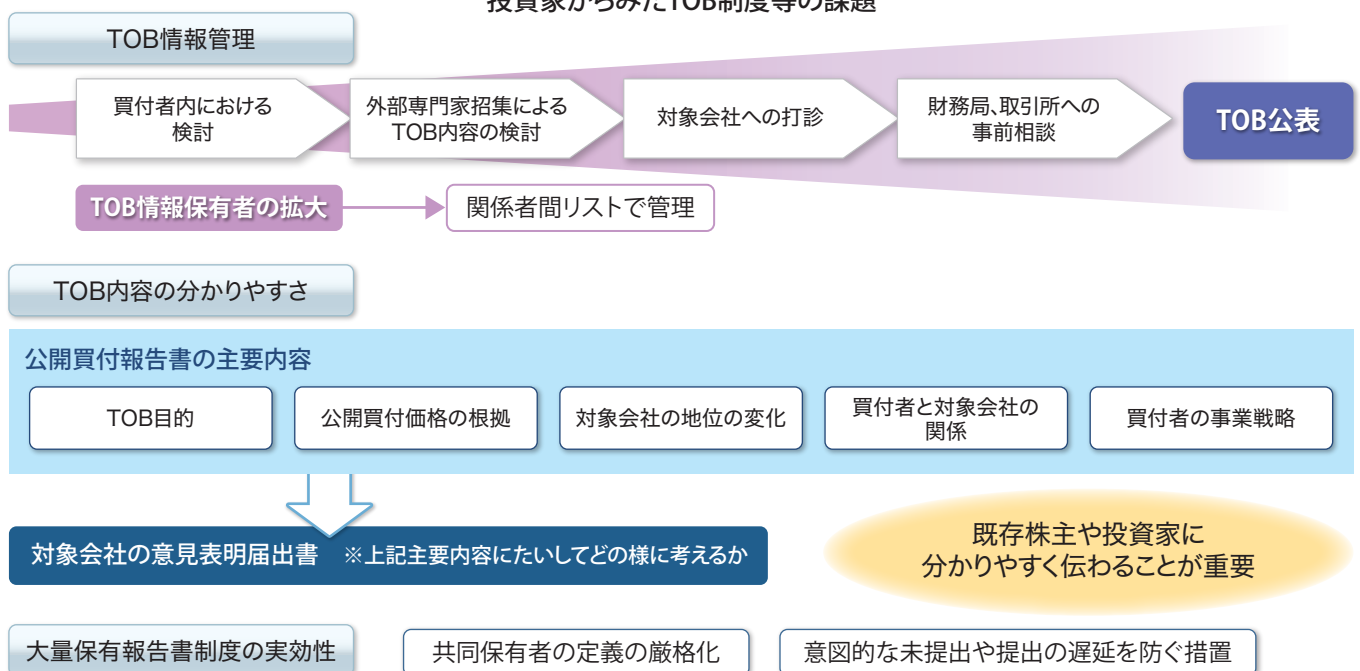
投資家にとって次に重要なことはTOB実施内容について平易で正確に伝えられることだ。具体的には買付

者の目的や対象会社の変化の可能性、公開買付価格の根拠について市場価格（時価）に対するプレミアムが適切であるか否かなどが投資家の関心度が高い。加えて、TOB実施後の対象会社の地位（上場維持or完全子会社化）や、買付者の事業戦略上において対象会社の機能がどの様に利用されていくかということも注目される事項だろう。また、対象会社が自社へのTOBに関してどの様に考えているかということも、投資家にとっては重要な情報となっている。

これらの内容は、金商法上の提出義務がある公開買付届出書や対象会社が任意提出する意見表明報告書に記載されるが、実状としては法的リスクを避ける為に個人にとっては分かり難い言い回しになっているケースも目立っている。一部の買付者は、投資家向けにTOBに関するQ&Aを公表している例もあるが、一般の株主や投資家向けには証券会社等の市場仲介者がTOB内容を正確に把握し、それを投資家に分かりやすくかつ目的を正確に伝えることも必要ではないかと考える。

また、大量保有報告書については投資家の関心が高い法的開示書類の一つであるが、変更報告書を含めると過去1年間で1.2万件以上が提出されている。アクティビスト活動や同意なき買収が増えている現状にあって、上場会社の経営への影響を監視し、市場の公正性や透明性を確保するためには、これらの目的の実効性向上が重要だ。その為には、共同保有者の定義の厳格化が必要で、意図的な未提出や提出の遅延を防ぐ措置（一時的な議決権停止など）も望まれる。

投資家からみたTOB制度等の課題



■ 市場仲介者にとってのTOBについて

投資家がTOB案件に接したとき、当該TOBに対する評価や結果の予想、終了後の影響を検討することが一般的だ。これらを支援する者として、議決権行使助言会社や情報ベンダー、そしてアナリストなどが存在するが、分析などに時間がかかる。その間も市場取引は継続して行われており、証券会社などが市場の仲介者として望まれることは、適時関連情報を分析し、情報ベンダーやアナリストの判断を踏まえて、ハウスオピニオンなど独自の評価情報をタイムリーに提供することだろう。

更に、TOBが増加している最近の状況を鑑みて、対象となる可能性がある上場会社に関する情報や具体的に検討している上場会社における事業戦略上の評価など、アナリストレポート等で証券会社から投資家に提供されることにも期待したい。以上のことは、証券会社がTOB関連情報に付加価値をつけて投資家に提供することになり、結果として証券会社の収益向上に貢献する可能性が高い。

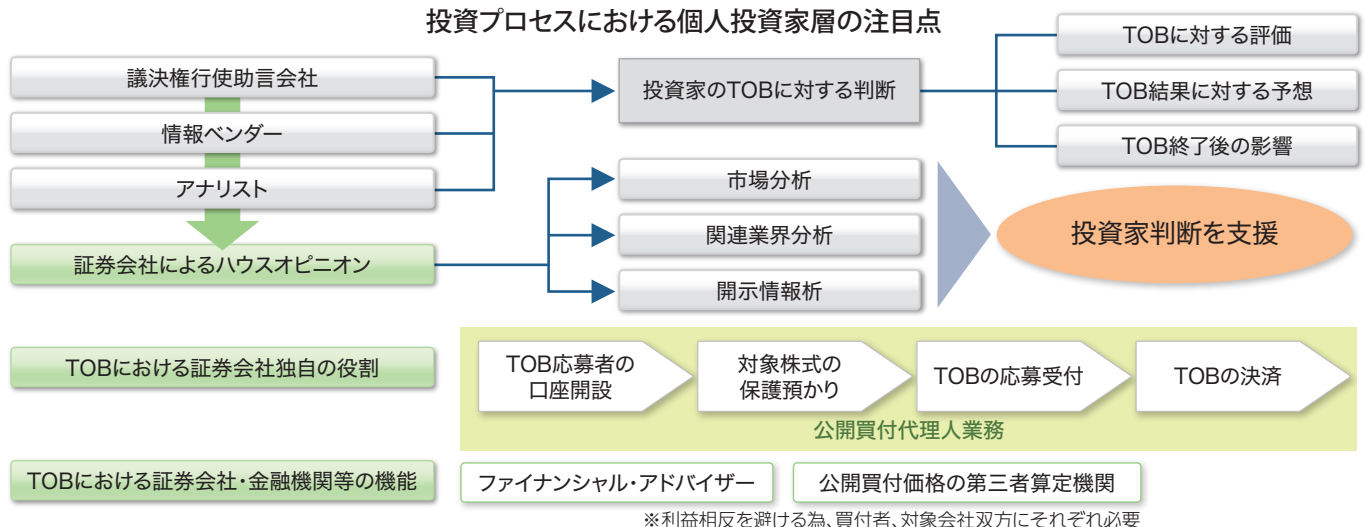
次に証券会社の独自の関連業務として公開買付代理人業務がある。基本的にはTOBの対象会社株式の受渡機能が中心で、応募する既存株主の口座を開設して、株式を預り、応募のキャンセルにも対応しながらTOBの決済を行うものだ。特に引受リスクや販売リスクを負うわけではないが、買付人から数千万から数億円の手数料が支払われることもある。最近の三菱UFJ銀行によるウェルスナビへのTOBにおいては、公開買付説明書の記載によると2.5億円が公開買付代理人の三菱UFJモルガン・スタンレー証券(公開買付複代理人:auカブコム証券 ※現三菱UFJスマート証券)に

支払われた。

証券会社や金融機関等が行う関連業務で、最も収益性の高いビジネスはファイナンシャル・アドバイザー業務だ。これはリーガル・アドバイザーと協力して、TOBの実務的内容への助言やTOBストーリーなどを作成していくもので、関与の仕方によってはM&Aの仲介者並みに公開買付総金額の数%が報酬となるケースもある。この業務は買付者への助言によって成り立つもので、取引リスクや市場リスクを負う訳でもなく、キャンセルリスクはあるものの証券会社にとって収益性の高いビジネスとなっている。なお、情報管理徹底の為に、公開買付価格算定においては外部機関を使わずにファイナンシャル・アドバイザーである証券会社が自ら行うことも多い。一方、対象会社においてもファイナンシャル・アドバイザーや公開買付価格の算定が必要で、買付人と対象会社が合意したTOBであっても、利益相反を避けるために買付人とは別のファイナンシャル・アドバイザーや公開買付価格の第三者算定機関を選任する。今後のTOB増加予想によって、これらの業務も証券ビジネスとして増えていくことが期待されている。

これまでのTOB関連業務は、大手証券や外国証券中心に行われてきたが、公開買付代理人業務では一部中堅証券会社の実績を残している。今後、中小規模の上場会社がTOBにかかわることも期待され、機密保持の観点で親密性が重視され、中堅・地方証券会社が関与することも増えていくことが予想される。中堅・地方証券会社において、対応可能な法人ビジネスとして取り組まれることにも期待したい。

投資プロセスにおける個人投資家層の注目点



【編集・発行】日本電子計算株式会社 証券事業部
 URL <https://www.jip.co.jp/> 〒102-8235 東京都千代田区九段南1丁目3番1号
 【お問い合わせ・ご要望】 TEL:03-5210-0153 FAX:03-5210-0221
 E-mail shoken_contact@cm.jip.co.jp

Trusted Global Innovator
 NTT DATA Group